

財務省告示第二百十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、次の指定保稅地域の指定を取り消す。

平成二十三年六月三十日

財務大臣 野田 佳彦

和歌山下津港和歌山南港地区指定保稅地域

土地

和歌山市西浜字向うの坪水軒にある西浜第一物揚場北西端から物揚場接水線（以下「接水線」という。）に沿って南の方向へ引いた線上一九メートルの地点を起点とし、同点から接水線に直角に東の方向へ引いた四四メートルの線と同線の東端から接水線に平行に南の方向へ引いた一五〇メートルの線とを二辺とする長方形の土地六、六〇〇平方メートル